

住宅用家屋証明書必要書類一覧

は提出する書類	証明申請時に住所が移っている場合 (入居済み)	証明申請時に住所が移っていない場合 (入居予定)
(a)・(c) 本人が建築主で新築 登記名義人が自ら建築 確認を受けたもの	① 建築確認済証又は検査済証 ② 登記完了証及び受領証※(注)1 (受領証は登記申請書の写しでも可) 又は登記事項証明書(家屋)※(注)2 ③ 住民票	① 建築確認済証又は検査済証 ② 登記完了証及び受領証※(注)1 (受領証は登記申請書の写しでも可) 又は登記事項証明書(家屋)※(注)2 ③ 住民票 ④ 入居する旨の申立書 ⑤ 現在の入居家屋の処分方法を確認できる書類※(注)3
(b)・(d) 新築建物を購入 (建売、新築マンション) 建築後使用されたこと のないもの	① 建築確認済証又は検査済証 ② 登記完了証及び受領証※(注)1 (受領証は登記申請書の写しでも可) 又は登記事項証明書(家屋)※(注)2 ③ 住民票 ④ 売買契約書又は譲渡証明書 ⑤ 家屋未使用証明書	① 建築確認済証又は検査済証 ② 登記完了証及び受領証※(注)1 (受領証は登記申請書の写しでも可) 又は登記事項証明書(家屋)※(注)2 ③ 住民票 ④ 売買契約書又は譲渡証明書 ⑤ 家屋未使用証明書 ⑥ 入居する旨の申立書 ⑦ 現在の入居家屋の処分方法を確認できる書類※(注)3
(ロ) 中古建物を購入 建築後使用されたこと のあるもの	① 登記事項証明書(家屋)※(注)2 ② 売買契約書、譲渡証明書又は代金納付 期限通知書 ③ 住民票	① 登記事項証明書(家屋)※(注)2 ② 売買契約書、譲渡証明書又は代金納付 期限通知書 ③ 住民票 ④ 入居する旨の申立書 ⑤ 現在の入居家屋の処分方法を確認できる書類※(注)3

- (注) 1 完了証が「オンライン申請システム」から取得した登記官の印のないものである場合は、土地家屋調査士又は司法書士が「事実と相違ない」旨を証明したものであることが必要です。
- (注) 2 登記事項証明書はインターネット登記情報提供サービスの照会番号および発行年月日が記載された書類に代えることができます。
- (注) 3 現在の入居家屋の処分方法を確認できる書類
賃貸借契約書(最新のもの)、売買契約書、専任媒介契約書、社宅(官舎)入居証明書、親族(住み続ける人)からの申立書等

- ◎ 特定認定長期優良住宅の場合は認定申請書の副本及び認定通知書も添付
- ◎ 長期優良住宅普及促進法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合には確認済証の代わりに登記事項証明書
- ◎ 中間省略がある場合は、途中経過のわかる書類(売買契約書)を添付

【適用要件】

新築家屋(注文住宅等)・建築後使用されたことのない家屋(建売住宅等)

- 個人が自己の居住の用に供する家屋であること。
- 床面積は50㎡以上で、併用住宅等の場合は90%を超える部分が居宅であること。
- 区分所有建物については、建築基準法に定める耐火建築物または準耐火建築物であること。
- 新築又は取得後1年以内に登記を受ける家屋であること。

建築後使用されたことのある家屋(中古住宅等)

上記1~4のほか

- 取得原因が売買又は競落であること。
- 中古住宅の構造による建築年次の範囲(以下のいずれか)に該当する家屋であること。
 - 石、れんが、コンクリートブロック、鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造 ——昭和57年1月1日以後に建築されたもの
 - その他(木造、軽量鉄骨造等) ——昭和57年1月1日以後に建築されたもの
 - 新耐震基準を満たすことを証明した家屋 —— 建築年次の範囲はなし

(注) 新耐震基準を満たすことを証明した家屋を取得した場合は、下記のいずれかの書類が必要です。

(ア) 耐震基準適合証明書(取得日前2年以内に調査が終了したもの)

(イ) 住宅性能評価書の写し(取得日前2年以内に評価され、耐震等級1~3のもの)

(ウ) 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書の写し(取得日前2年以内に締結されたもの)

- * 申請期間
 (a)・(c) 新築 —— 新築日より1年以内
 (b)・(d) 未使用、(ロ) 中古 —— 取得日より1年以内